

税務キャッチ・アップ

相続税・贈与税関係

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度

1 はじめに

標題の制度については、平成21年度創設以来、その活用が進まないことから、平成25年度税制改正で抜本的な見直しがなされ、平成27年1月1日から施行された。事業承継税制として使い勝手がよくなり、相続・贈与対策としても活用が望まれるので、その改正のポイントと留意点について確認する。

2 要件緩和

- ① 雇用確保要件について「5年間毎年8割維持」としていたが、予測しがたい景気変動や中小企業を取り巻く経済状況を配慮して「5年間平均8割維持」に緩和された。
- ② 後継者は、非上場会社を経営していた先代経営者の親族に限定されていたが、この要件が廃止され、番頭さんなど親族外の者への承継が可能となった。
- ③ 「贈与の時に、先代経営者は役員を退任していること」について、「贈与の時に、先代経営者は代表権を有していないこと」に改められ、贈与後も引き続き平取締役として給与を受けながら経営に参画できるようになった。

3 負担軽減

- ① 経営承継期間5年経過後において、納税猶予税額を納付することになった場合に、最初の5年間については利子税が免除され、さらに利子税率を2.1%から0.9%に引き下げられた。

- ② 再生計画の認可決定等を受け、民事再生計画に基づき財産価額の評定が行われ、特例受贈非上場株式の価額に基づき納税猶予税額を再計算した納税猶予額については、納税猶予が継続し、差額については免除されることとなった。
- ③ 相続税の納税猶予税額の計算において、先代経営者の債務・葬儀費用があるときは、特例非上場株式等以外の財産から先に控除することとなった。これにより、納税猶予税額がより多く計算され、納付額が少なくなった。

4 手続の簡素化

- ① 事業承継制度の適用の前提となっている経済産業大臣の認定要件である「計画的な承継に係る取組みに関する経済産業大臣の確認」(事前確認制度)が廃止され、この制度利用に当たっての手続要件が一つなくなった(平成25年4月1日施行)。
- ② 利用者の利便性を高めるため、税務署へ提出する書類のうち、経済産業局への提出書類と重複するものについては原則として提出不要となった。
- ③ 株券不発行会社の株式における株式の担保提供について、所定の書類を税務署に提出すれば、株券の発行をしなくてもよいことになった。
- ④ 雇用確保要件を満たせなかった場合の納税猶予税額の納付について、延納・物納制度の利用が出来なかったものが、改正により「延納・物納」の

適用が可能となった。

5 厳格化された要件

- ① 資産管理会社の要件については、商品販売等のうち「資産の貸付け」については、その範囲から「後継者及び同族関係者等に対する貸付け」が除外され、また「常時使用従業員が5人いること」とする要件について、「常時使用従業員」の範囲から「後継者及びその後継者と生計を一にする親族」が除外された。
- ② 総収入金額がゼロを超える要件について、総収入金額の範囲から営業外収益と特別利益が除外され、売上高で判定されることになった。
- ③ 資産管理会社が、上場株式等を1銘柄につき3%以上保有する場合には、納税猶予税額を計算するうえでは、その上場会社の株式を保有してなかったものとして計算することとなった。

6 おわりに

贈与の場合には総株式の3分の2に係る贈与税額的全額が納税猶予の対象となるが、相続の場合には同様の相続税の80%相当額が納税猶予の対象になることから、贈与税の納税猶予の手続から始め、その後相続開始のときに相続税の納税猶予に移行することをお勧めする。

平成27年度税制改正では、この制度の拡充が盛り込まれており、利便性がさらに高まる予定である。

(右山研究グループ
税理士 根本 東樹)